

宮城県監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成18年度第3四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成19年2月16日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
総務部	
地方機関	
公文書館	11月6日
塩釜県税事務所（選挙管理委員会事務局塩釜地方支局を含む）	11月14日
大崎県税事務所（選挙管理委員会事務局大崎地方支局を含む）	10月24日
登米県税事務所（選挙管理委員会事務局登米地方支局を含む）	10月26日
気仙沼県税事務所（選挙管理委員会事務局気仙沼地方支局を含む）	10月27日
企画部	
東京事務所	11月9日
環境生活部	
保健環境センター	11月22日
食肉衛生検査所	11月2日
保健福祉部	
大崎保健福祉事務所	10月24日
石巻保健福祉事務所	10月31日
気仙沼保健福祉事務所	10月18日
中央地域子どもセンター	11月14日

リハビリテーション支援センター

(旧障害者更生相談所・旧拓杏園)

12月11日

精神保健福祉センター

12月 8日

産業経済部

大阪事務所

11月27日

大河原地方振興事務所

10月26日

大崎地方振興事務所

12月26日

栗原地方振興事務所

10月26日

登米地方振興事務所

10月17日

石巻地方振興事務所

10月31日

白石高等技術専門校

11月 7日

気仙沼高等技術専門校

11月29日

王城寺原補償工事事務所

12月18日

農業・園芸総合研究所(農業実践大学校を含む)

11月 9日

古川農業試験場

12月13日

林業試験場

12月11日

水産研究開発センター(水産加工研究所を含む)

11月 6日

気仙沼水産試験場

11月 1日

栽培漁業センター

10月17日

土木部

大河原土木事務所

10月26日

仙台東土木事務所

11月14日

大崎土木事務所

10月31日

登米土木事務所

11月 8日

仙台港湾事務所

12月 1日

石巻港湾事務所

10月30日

栗原地方ダム総合事務所

11月20日

仙台港背後地土地区画整理事務所

10月10日

教育庁

仙台教育事務所	1 2 月 6 日
登米教育事務所	1 1 月 8 日
石巻教育事務所	1 1 月 1 4 日
美術館	1 2 月 2 1 日
蔵王自然の家	1 0 月 2 7 日
多賀城跡調査研究所	1 2 月 1 4 日
東北歴史博物館	1 2 月 1 4 日
第二女子高等学校	1 1 月 1 日
古川黎明高等学校	1 1 月 2 7 日
村田高等学校	1 2 月 2 2 日
矢本高等学校	1 2 月 1 日
東松島高等学校	1 2 月 1 日
田尻高等学校	1 2 月 2 7 日
岩ヶ崎高等学校	1 2 月 1 8 日
佐沼高等学校	1 1 月 2 8 日
泉高等学校	1 2 月 6 日
仙台西高等学校	1 2 月 4 日
泉館山高等学校	1 1 月 1 5 日
石巻西高等学校	1 2 月 2 7 日
気仙沼西高等学校	1 0 月 2 3 日
柴田高等学校	1 2 月 1 4 日
迫桜高等学校	1 2 月 2 7 日
伊具高等学校	1 2 月 2 7 日
南郷高等学校	1 2 月 2 7 日
米山高等学校	1 0 月 2 0 日
本吉響高等学校	1 1 月 2 9 日
気仙沼向洋高等学校	1 1 月 2 2 日
鷺沢工業高等学校	1 2 月 1 5 日
石巻商業高等学校	1 2 月 2 7 日

光明養護学校	10月 6日
山元養護学校	11月21日
金成養護学校	10月13日
養護学校岩沼高等学園	12月27日
古川黎明中学校	11月27日
警察本部	
気仙沼警察署	11月 2日
登米警察署	11月 1日
南三陸警察署（旧志津川警察署）	11月 1日
遠田警察署（旧小牛田警察署・旧涌谷警察署）	10月24日
鳴子警察署	11月 8日
加美警察署	11月 8日
角田警察署	11月 7日
亘理警察署	11月 7日
[ 補充監査 ]	
消防課	12月14日
農産園芸課	12月21日

## 2 監査結果

平成17年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

その結果は別紙のとおりです。

### 記

#### (1) 消防課

所管地方機関（大河原地方振興事務所・仙台地方振興事務所・栗原地方振興事務所）において、手数料に係る収入証紙の過貼付が認められたので、今後再発しないよう適切な指導を図りたい。

（内容）

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく貯蔵施設等の完成検査に係る手数料について、所管地方機関に手数料条例の解釈を誤って指導し、納入者に収入証紙を過貼付させていたもの。

- ・過貼付件数 14件（平成12～17年度）
- ・過貼付額 154,800円（時効分を除く106,400円については償還済）

#### （2）塩釜県税事務所

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、市町の協力を得て勤務先調査を行い、給与差押予告書を送付するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	122,954,156円
過年度分	351,864,230円
合計	474,818,386円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分	131,855,616円
過年度分	469,921,506円
合計	601,777,122円

#### （3）大崎県税事務所

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、毎月最終木曜日に夜間窓口を設置し、不納欠損予定事案検討会を毎月開催するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

（内容）

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	132,317,920円
過年度分	361,287,679円
合計	493,605,599円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分	138,385,549円
過年度分	391,858,314円
合計	530,243,863円

#### （4）登米県税事務所

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、登米市との連絡協議会を開催し、共同して催告通知と徴収を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	51,013,504円
過年度分	115,015,505円
合計	166,029,009円

・平成16年度収入未済額

現年度分	55,477,592円
過年度分	122,643,240円
合計	178,120,832円

(5) 気仙沼県税事務所

県税において、納税催告や財産差押を実施するとともに、管内市町と共同して催告通知と徴収を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	61,603,445円
過年度分	159,289,126円
合計	220,892,571円

・平成16年度収入未済額

現年度分	56,512,838円
過年度分	166,003,869円
合計	222,516,707円

(6) 大崎保健福祉事務所

過誤払返納金において、滞納者との折衝を行っていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

生活保護を廃止している滞納者との折衝を行っていなかったもの。

・件数及び金額 3件 166,594円

(7) 中央地域子どもセンター

民生費負担金(児童福祉費)において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	6,010,780円
過年度分	16,855,920円

合 計	22,866,700円
・平成16年度収入未済額	
現年度分	5,336,970円
過年度分	16,075,610円
合 計	21,412,580円

(8) 農産園芸課

業務委託契約において、仕様書と業務完了報告書の内容が整合せず、適切に検収を行っていないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託業務の完了が契約期間終了後となったにもかかわらず業務完了報告書の受理日を遡及し、業務完了を前提とした不適切な検収が行われたもの。

- ・委託業務名 平成17年度園芸新品種種苗生産作業業務
- ・委託金額 3,501,750円
- ・委託期間 平成17年6月21日～平成17年10月31日

(9) 美術館

所得税の未徴収による、加算税及び延滞税の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・源泉徴収税額 1,240,025円(平成13年9月分～平成17年3月分)
- ・加算税 96,000円
- ・延滞税 34,000円

(10) 石巻商業高等学校

光熱水費において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

食堂の子メーターの検針を毎月行っていたにも係わらず、調定を行わなかったもの。

- ・調定遺漏額(電気料) 242,003円
- (水道料) 70,662円
- (計) 312,665円